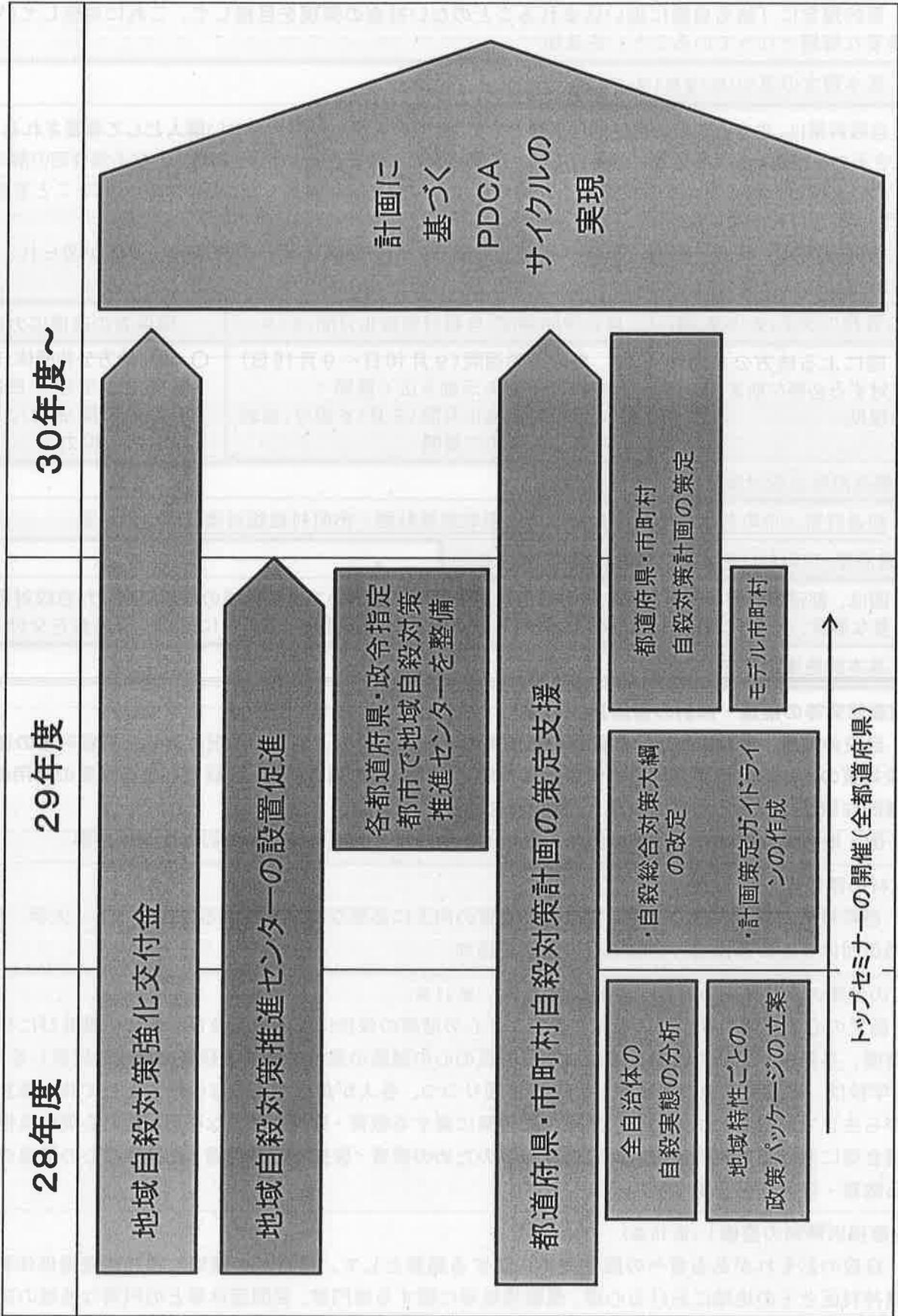


<p>目的規定の改正(第1条)</p> <p>○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加</p>		
<p>基本理念の追加(第2条第1項・第5項)</p> <p>○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない</p> <p>○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない</p>		
<p>国の責務の改正(第3条第3項)</p> <p>○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助</p>	<p>自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)</p> <p>○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開</p> <p>○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開</p>	<p>関係者の連携協力(第8条)</p> <p>○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力</p>
<p>都道府県自殺対策計画等(第13条)</p> <p>○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める</p>		
<p>都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)</p> <p>○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付</p>		
<p>基本的施策の拡充</p> <p>〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)</p> <p>① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用<sup>の</sup>の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備</p>		
<p>〔人材の確保等〕(第16条)</p> <p>自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加</p>		
<p>〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)</p> <p>① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定</p> <p>② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養<sup>かん</sup>等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める</p>		
<p>〔医療提供体制の整備〕(第18条)</p> <p>自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定</p>		
<p>必要な組織の整備(第25条)</p> <p>○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備</p>	<p>施行期日(附則)</p> <p>○ 平成28年4月1日から施行</p>	

# 今後の自殺対策の流れ(イメージ)



# 自殺総合対策東京会議

平成 28 年度

## ◆設置目的

様々な分野の関係機関・団体が連携しつつ、総合的な自殺対策を推進し、健やかに生きがいを持って安心して暮らすことのできる東京の実現に寄与する。

## ◆所掌事項

- (1) 自殺問題及び社会的取組の必要性に係る理解の促進に関すること
- (2) 自殺対策に係る関係施策の推進・連携に関すること
- (3) 自殺の実態等の情報共有に関すること
- (4) その他自殺対策の推進に関すること

## ◆構成

会議名	検討内容
東京会議	
若年層対策分科会	若年層の自殺を未然に防ぐための支援策
ハイリスク者等対策分科会	自殺未遂者の再企図防止策や自死遺族等に対する適切な支援の在り方

## ◆実績 (平成 19～24 年度)

- 普及啓発・教育分科会  
都民への効果的な普及啓発・自殺予防教育などを検討
- 早期発見・早期対応分科会  
自殺念慮者や未遂者に対する早期発見・早期対応の有効策や、自殺未遂者の再度の自殺防止策を検討
- 遺族支援分科会  
自死遺族等に対する適切な支援の在り方を検討

## 国の動き (自殺総合対策大綱改定)

- ◆新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会  
H28.12.5～H29.4.26 (6回開催予定)

〈論点/案〉

- ① 関連施策の有機的な連携を図り総合的に対策を推進
- ② 地域レベルの実践的な取組の更なる推進
- ③ 若者の自殺対策の更なる推進
- ④ 過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策の更なる推進
- ⑤ PDCAサイクルの推進、数値目標の設定

平成 29 年度以降

## ◆設置目的

自殺対策に関する計画を策定するとともに、この計画に基づく施策の推進について協議し、また、推進に関わる関係機関の連携を強化する。

## ◆所掌事項

- (1) 自殺対策計画の策定、変更及び評価・検証に関すること
- (2) 自殺対策に係る関係施策の推進・連携に関すること
- (3) 自殺対策に関する理解促進や自殺実態等の情報共有に関すること
- (4) その他自殺対策の推進に関すること

## ◆構成

会議名	検討内容
東京会議	
計画策定分科会	自殺対策計画の策定及び変更内容
重点施策分科会	若年層、過重労働等、重点的に検討すべき課題

## ◆スケジュール

	28 年度			29 年度			30 年度	
	12	1	4	7	10	1	4	7
都					東京会議① 分科会 (全 8 回)		東京会議②	
国			(全 6 回) ● 検討会		● パブコメ → (検討会まとも) ● 改正大綱閣議決定 ● 計画策定ガイドライン			東京会議③ → パブコメ → ★ 計画策定

## ※ 都地域自殺対策推進センターの設置

区市町村において地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行うため設置

設置予定日 平成 29 年 4 月 1 日

福祉保健局保健政策部

